

個人破産手続におけるギャンブル等依存症への対応についての提言

ギャンブル等依存症対策推進関係者会議
委員 野崎史生
(日本司法書士会連合会 常任理事)

提言の趣旨

個人の破産手続において、債務者にギャンブル等依存症が疑われる事件については、支援機関への相談を促すなど、債務者がギャンブル等依存症から回復するよう導くための制度の構築に向けて、関係機関による研究会を設置することを提言する。

提言の理由

- 1 個人の破産手続においては、負債増大の原因が浪費にある場合、免責不許可事由の一つとされている。ギャンブル等は浪費の一種とされており、ギャンブル等のために借金を重ねたような場合は、免責不許可事由がある事案として免責の可否について審査がされている。実際は余程悪質でない限り、債務者本人の反省のほか様々な事情を考慮して、債務者がギャンブル等をしていても、裁量により免責が許可されている。
- 2 この扱い自体は妥当なものであるが、ギャンブル等依存症を社会問題ととらえた場合、依存に陥った債務者を回復へ導くためには、反省を促すだけでは真の回復へはほど遠いと言える。ギャンブル等依存症問題の支援者には既知のことであるが、自分の意思だけではなかなか回復に至らないのが依存症である。これが、ギャンブル等依存症が病気であると表現されることもある所以である。
- 3 ギャンブル等依存症が原因で借金を重ねた債務者は、破産手続をしてもギャンブル等を簡単にはやめることができない場合が多い。債務整理に関わる司法書士の多くは、ギャンブル等依存症のために再び破産をせざるを得ない債務者を多く見てきており、この問題の根の深さを感じている。
- 4 ギャンブル等依存症を本人が自覚するのは大変難しいと言われている。そのため、適切な支援機関に本人を結びつけることが大変難しい。そのような中、破産手続はギャンブル等依存症の自覚を本人に促す貴重な機会である。本人だけでは依存症の自覚さえ難しいが、裁判所が関与することで、自覚を促し、適切な支援に結びつけることが可能になる。
- 5 破産手続は債権者間の平等を図る清算手続であると同時に、債務者の経済的更生を目的としている。債務がなくなってもギャンブル等依存症である限り、経済的更生を達成し得ないことが多い。回復により真の更生を目指すことが必要である。
- 6 現在政府はギャンブル等依存症の対策を進めている。破産手続においてギャンブル等依存症が疑われる債務者を回復に導くことは、この問題の強力な施策となる。関係機関が連携して新しい制度構築のために話し合いを重ねていくべきであると考えます。
- 7 よって提言の趣旨のとおり関係機関による研究会の設置を求める次第である。